

令和8年度第1回二宮町国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和8年8月18日（火）

13時00分～

場 所 二宮町役場 第1会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

- （1）二宮町国民健康保険税条例の専決処分について
- （2）令和7年度二宮町国民健康保険特別会計決算（見込み）について
- （3）令和8年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算第1号（案）について
- （4）令和8年度二宮町国民健康保険特別会計資金状況について
- （5）令和8年度国民健康保険税の主な変更点について

4. そ の 他

5. 閉 会

二宮町国民健康保険税条例の一部改正について(専決処分)

地方税法施行規則の一部が改正予定であるため、二宮町国民健康保険税条例においても下記のとおり改正を予定しているものです。

なお、改正省令の公布は、令和8年3月末頃で、施行は令和8年4月1日を予定しているため、急を要し議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分において条例改正を行いました。

条 例 名 二宮町国民健康保険税条例

施行予定 令和8年4月1日から施行

改正概要

○第22条第3項第1号

地方税法施行規則の一部改正に伴い、条番号に変更があることから、二宮町国民健康保険税条例にて引用する条番号を変更する。

条文(改正前)：国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

条文(改正後)：国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

改正理由 地方税法施行規則の一部改正に伴うもの。

《参 考》

地方税法施行規則第24条の30の5 ※子ども・子育て支援金の創設に伴う条項の整備

▶子ども・子育て支援納付金に係る課税限度額の調整（補正方法）

地方税法施行規則第24条の30の6 ※改正前の第24条の30の5の条項

▶国民健康保険の産前産後期間に係る保険税減免（出産被保険者の判定）

令和7年度 二宮町国民健康保険特別会計決算（見込み）



令和7年度 国民健康保険特別会計決算見込

【歳入】

(単位 千円・%)

科 目	令和7年度		令和6年度		比較増減(a)－(b)	説 明
	決算見込額 (a)	構成比	決算見込額 (b)	構成比		
国民健康保険税	630,205	23.4	624,047	21.8	6,158	現年度収納率94.44%、滞納繰越分25.02%
国庫支出金	1,028	0.0	885	0.0	143	子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修事業
県支出金	1,807,715	67.2	1,983,964	69.5	△ 176,249	保険給付費等に必要な費用および市町村個別の状況に応じた交付金
財産収入	200	0.0	13	0.0	187	基金利息
繰入金	197,065	7.3	193,618	6.8	3,447	一般会計繰入金、基金繰入金
繰越金	49,530	1.8	47,696	1.7	1,834	前年度繰越金
諸収入	5,498	0.2	6,134	0.2	△ 636	延滞金、納付金等
合 計	2,691,241	100.0	2,856,357	100.0	△ 165,116	対前年度比5.78%減

【歳出】

(単位 千円・%)

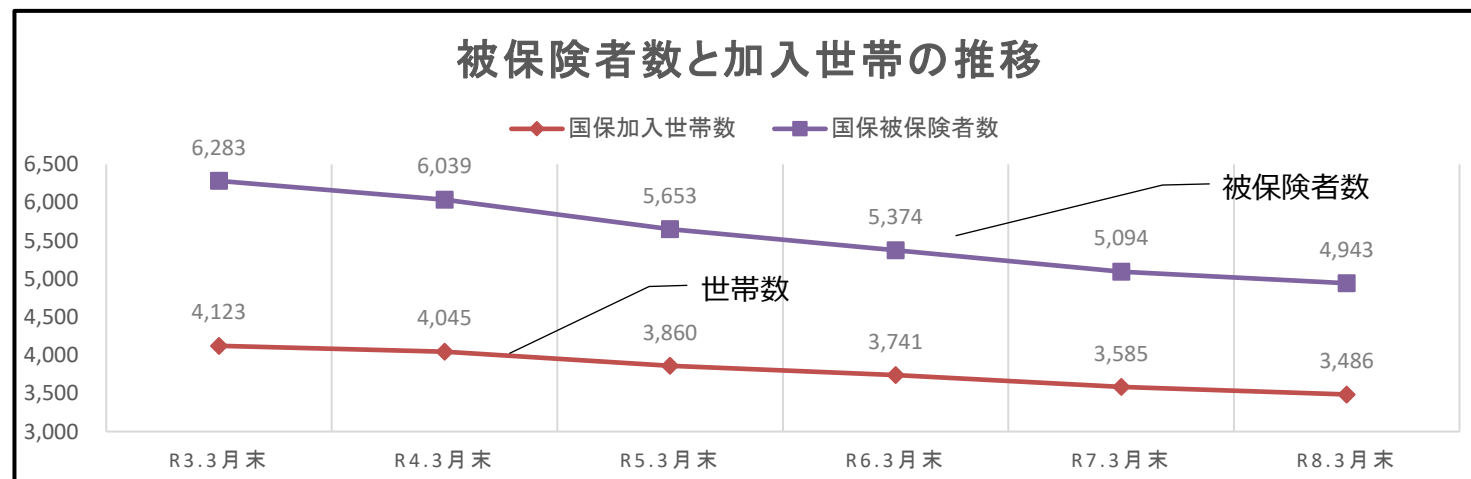
科 目	令和7年度		令和6年度		比較増減(a)－(b)	説 明
	決算見込額 (a)	構成比	決算見込額 (b)	構成比		
総務費	45,224	1.7	40,766	1.5	4,458	一般管理費、団体負担金、賦課徴収費、運営協議会費、趣旨普及費
保険給付費	1,754,374	66.6	1,920,992	68.4	△ 166,618	療養給付費、療養費、審査支払費、高額療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当金
保険事業費納付金	764,150	29.0	804,288	28.7	△ 40,138	県の算定方法に基づき算出された納付金
保健事業費	32,239	1.2	32,626	1.2	△ 387	特定健診等事業費、保健衛生普及費
基金積立金	30,200	1.1	13	0.0	30,187	基金積立金
公債費	0	0.0	0	0.0	0	金融機関から借り入れた場合の利息
諸支出金	6,358	0.2	8,142	0.3	△ 1,784	保険税還付金・還付加算金、返納金、一般会計繰出金
合 計	2,632,545	100.0	2,806,827	100.0	△ 174,282	対前年度比 6.21%減

歳入歳出差引額 58,696千円

国民健康保険加入状況の推移

		令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末	令和8年3月末
世帯数	町内全世帯数	11,501	11,632	11,703	11,760	11,771	11,709
	国保加入世帯数	4,123	4,045	3,860	3,741	3,585	3,486
	世帯加入率	35.8%	34.8%	33.0%	31.8%	30.5%	29.8%
人口	町内人口	27,360	27,228	27,067	26,811	26,483	26,208
	国保被保険者数	6,283	6,039	5,653	5,374	5,094	4,943
	加入率	23.0%	22.2%	20.9%	20.0%	19.2%	18.9%
	前期高齢者数	3,160	3,077	2,821	2,654	2,450	2,306
	高齢者率(国保加入者)	50.3%	51.0%	49.9%	49.4%	48.1%	46.7%

※加入世帯数、被保険者数、前期高齢者数は国民健康保険事業報告書（事業年報）A表から抜粋。
 ※町内全世帯数、町内人口は二宮町毎月人口統計表から抜粋。



国民健康保険税収納率の推移

(1) 現年度分

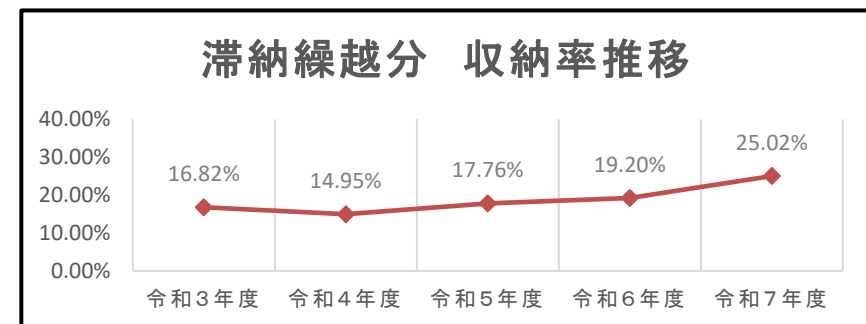
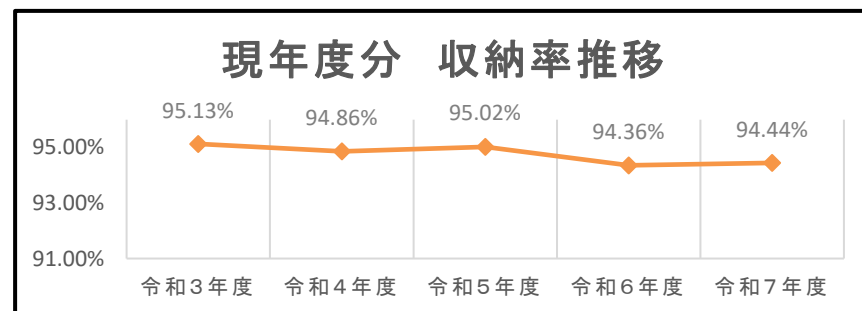
(各年度末) (単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
二宮町	調定額 (千円)	656,793	651,795	596,358	636,278	635,400
	収納額 (千円)	624,797	618,291	566,687	600,370	600,064
	収納率	95.13%	94.86%	95.02%	94.36%	94.44%
県内市町村平均収納率		94.59%	94.47%	94.65%	94.57%	94.61%
県内市町村における順位		10位/33市町村中	12位/33市町村中	11位/33市町村中	16位/33市町村中	13位/33市町村中

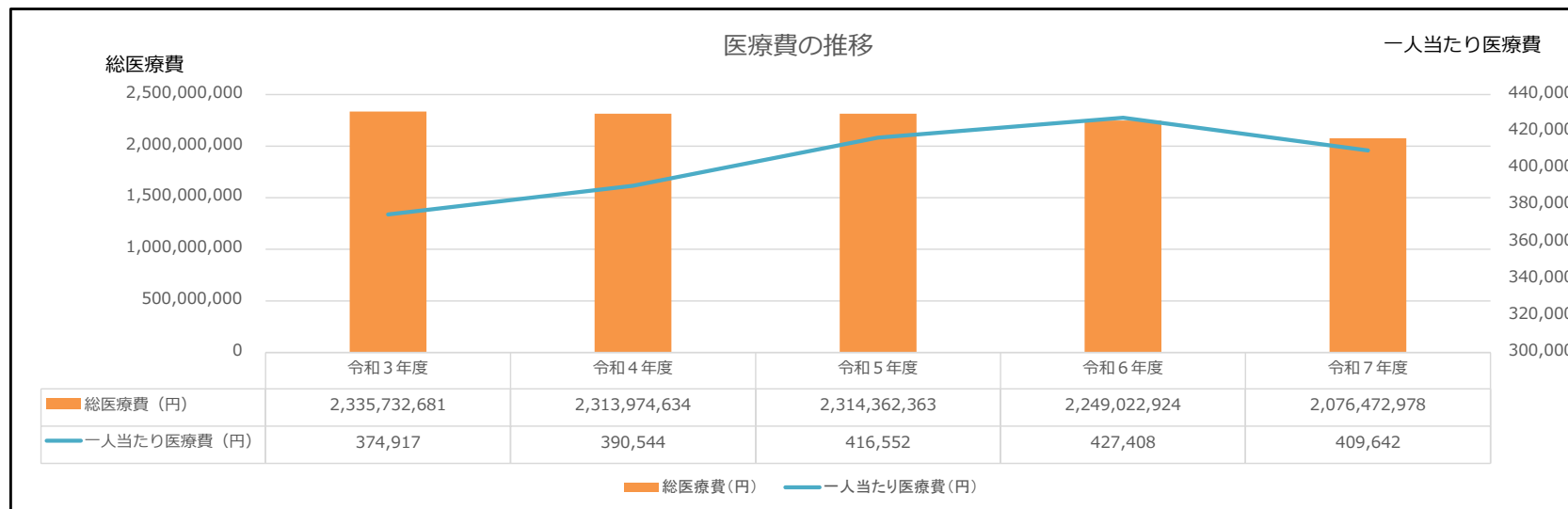
(2) 滞納繰越分

(各年度末) (単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
二宮町	調定額 (千円)	144,513	132,917	130,038	123,339	120,453
	収納額 (千円)	24,308	19,877	23,092	23,677	30,141
	収納率	16.82%	14.95%	17.76%	19.20%	25.02%

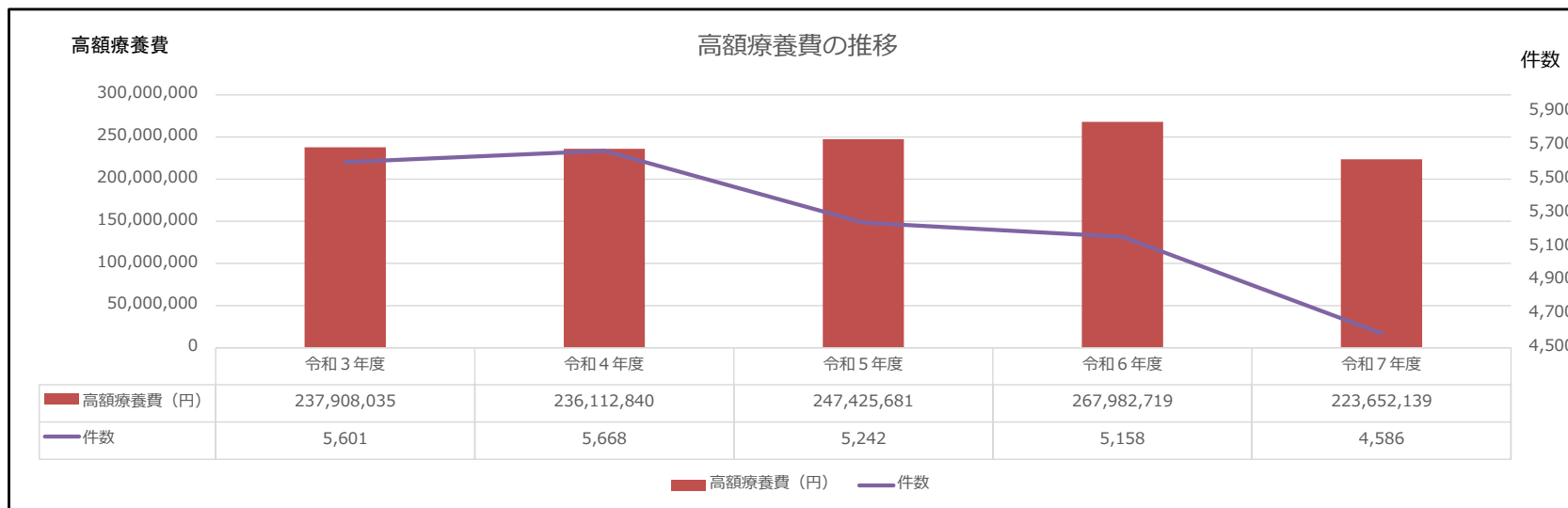


国民健康保険医療費の推移



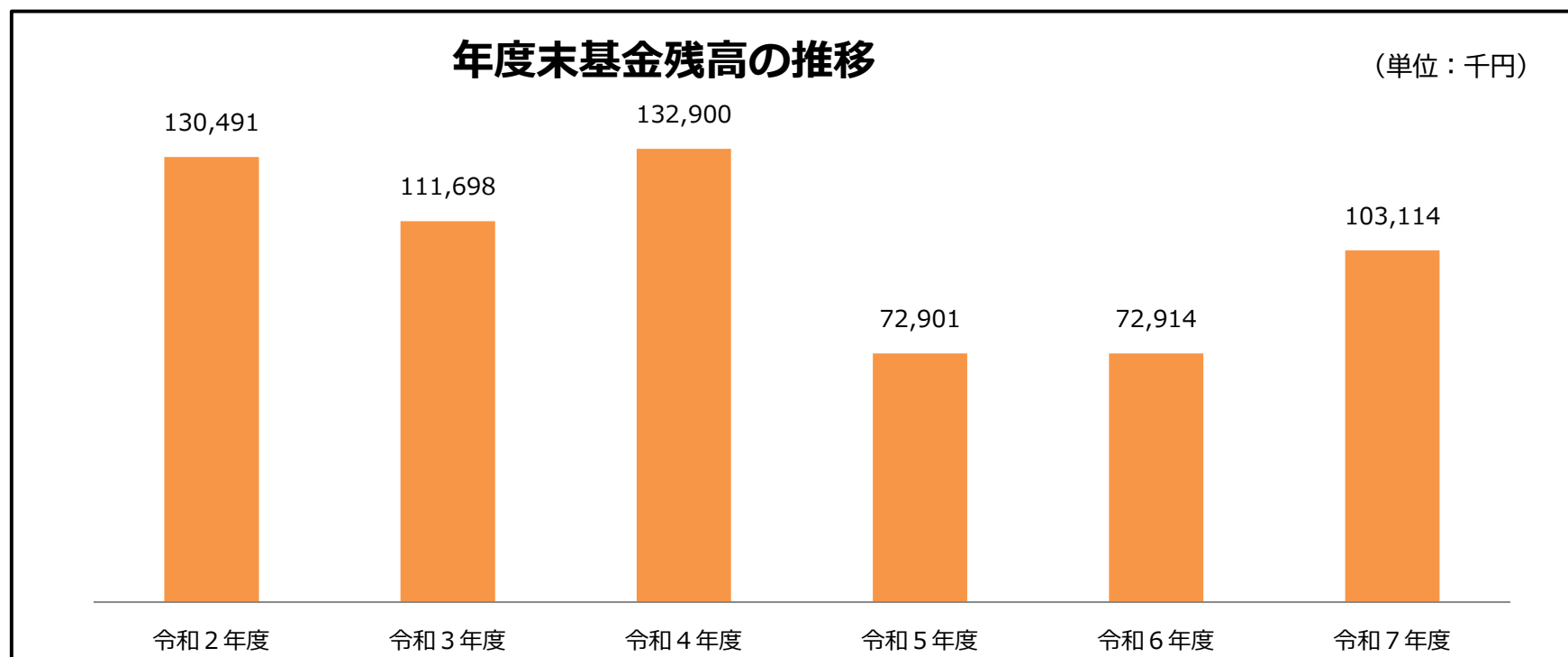
※総医療費とは保険診療に係る費用の総額（10割）です。国民健康保険事業報告書（事業年報）C表から抜粋。

※一人当たり医療費は総医療費を平均加入者数で除したものです。患者負担分を含みます。



国民健康保険財政調整基金の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
積立額	(千円)	40,008	7	40,002	1	13	30,200
取崩額	(千円)	0	18,800	18,800	60,000	0	0
年度末残高	(千円)	130,491	111,698	132,900	72,901	72,914	103,114



特定健康診査の状況

(各年度末)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
二宮町	対象者	5,231	5,204	5,003	4,652	3,775	3,622
	受診者	1,747	1,707	1,702	1,547	1,671	1,643
	受診率	33.4%	32.8%	34.0%	33.3%	44.3%	45.4%
県内市町村平均受診率		25.7%	28.3%	29.5%	30.8%	31.4%	31.9% (速報値)

※町集計値は受診者の実数で計

特定保健指導の状況

(各年度末)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込み)
動機づけ 支援	対象者	111	103	110	102	142	127
	指導終了者	85	65	66	71	108	94
	指導率	76.6%	63.1%	60.0%	69.6%	76.1%	74.0%
県内市町村平均指導率		13.3%	12.8%	12.3%	12.8%	13.6%	未集計
積極的 支援	対象者	18	19	23	16	25	36
	指導終了者	13	11	19	11	17	20
	指導率	72.2%	57.9%	82.6%	68.8%	68.0%	55.6%
県内市町村平均指導率		6.6%	5.8%	7.1%	6.7%	6.7%	未集計

※町集計値には文書・電話指導を含む

データヘルス計画に基づく保健事業の達成状況

データヘルス計画(R6～R11)評価指標

※特定健診受診率及び特定保健指導実施率は法定報告値

事業名	評価指標	実績		目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特定健康診査未受診者対策	①特定健康診査受診率	44.3%	45.4%	37.0%	37.5%	38.0%
	②特定健康診査受診率(40～49歳)	23.0%	23.6%	15.6%	15.7%	15.8%
特定保健指導未利用者対策	③特定保健指導終了者率			31.0%	32.0%	33.0%
	④特定保健指導対象者の減少率			44.5%	45.0%	45.5%
重症化予防事業(糖尿病)	⑤HbA1c8.0%以上の者の人数	14人	13人	5人	4人	3人
	⑥HbA1c8.0%以上の者の割合	0.8%	0.8%	0.3%	0.3%	0.2%
	⑦特定健診未受診者で過去に糖尿病治療歴があり、現在治療中断している者の人数	41人	49人	57人	55人	52人
	⑧特定健診未受診者で過去に糖尿病治療歴があり、現在治療中断している者の割合	1.1%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%
重症化予防事業(CKD)	⑨新規透析患者数			0人	0人	0人
ジェネリック医薬品利用促進事業	⑩後発医薬品使用割合(数量ベース)	82.8%	88.1%	80.0%	80.0%	80.0%
適正受診・適正服薬事業	⑪適正受診・適正服薬の勧奨後に受診行動に変化が見られた者の割合	70.6%	41.7%	25.0%	25.0%	25.0%

※①、②、⑧は速報値

※③、④については、11月に集計結果が還元されるため斜線となっています。

※⑨については、9月に集計結果が還元されるため斜線となっています。

資料 3

令和8年度 二宮町国民健康保険特別会計補正予算第1号（案）の概要

1. 補正予算額

歳入歳出ともに34,721千円の増額補正

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
2,729,573	34,721	2,764,294

2. 補正予算（案）のポイント

（単位：千円）

○歳入

◆02_国庫支出金

- ▶子ども・子育て支援事業費補助金 4,163
子育て支援制度の円滑な施行に向けたシステム整備等費用

◆06_繰入金

- ▶職員給与費等繰入金 △ 4,137
町村情報システム共同負担金の増に伴う繰入金の減

◆06_繰越金

- ▶前年度繰越金 34,695
前年度繰越金（58,695千円）から当初予算額（24,000千円）の差引額を増

●歳出

◆01_総務費

- ▶町村情報システム共同利用負担金 26
令和8年度分の帳票等の料金が改定されたことに伴う、
町村情報システム共同負担金の増

◆国民健康保険事業費納付金

- ▶補助金 19,036
神奈川県に支払う事業費納付金の額確定に伴う増

◆07_諸支出金（繰出金）

- ▶繰出金 3,764
令和7年度に一般会計から繰り入れた金額の余剰分
を一般会計に戻入するための増

◆08_予備費

- ▶予備費 11,895
歳入額と歳出額の調整に伴う増

3. 補正額内訳

歳 入

(単位：千円)

款 項 目 節				予算現額 (補正前)	補正	補正後予算額	説 明
02	国庫支出金			0	4,163	4,163	
	01 国庫補助金			0	4,163	4,163	
		01	子ども・子育て支援事業費補助金	0	4,163	4,163	
			01 子ども・子育て支援事業費補助金	0	4,163	4,163	子ども・子育て支援事業費補助金 4,163
06	繰入金			196,050	△ 4,137	191,913	
	01 繰他会計繰入金			191,050	△ 4,137	186,913	
		01	一般会計繰入金	191,050	△ 4,137	186,913	
			01 職員給与費等繰入金	53,293	△ 4,137	49,156	職員給与費等繰入金 △ 4,137
07	繰越金			24,000	34,695	58,695	
	01 繰越金			24,000	34,695	58,695	
		01	繰越金	24,000	34,695	58,695	
			01 繰越金	24,000	34,695	58,695	前年度繰越金 34,695
				-	34,721	-	

※国民健康保険特別会計（全体の歳入額）

歳入合計	2,729,573	34,721	2,764,294
------	-----------	--------	-----------

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 節				予算現額 (補正前)	補正額	補正後予算額	説 明
01	総務費			53,293	26	53,319	
	01 総務管理費			49,113	26	49,139	
		01	一般管理費	48,514	26	48,540	
			18 負担金、補助及び交付金	11,187	26	11,213	10 町村情報システム共同利用負担金 26
03	国民健康保険事業費納付金			786,059	19,036	805,095	
	01 国民健康保険事業費納付金			786,059	19,036	805,095	
		01	国民健康保険事業費納付金	786,059	19,036	805,095	
			18 負担金、補助及び交付金	786,059	19,036	805,095	01 医療給付費納付金 14,217 03 後期高齢者支援金等納付金 1,266 05 介護納付金 2,597 06 子ども・子育て支援金納付金 956
07	諸支出金			3,802	3,764	7,566	
	02 繰出金			1	3,764	3,765	
		01	一般会計繰出金	1	3,764	3,765	
			27 繰出金	1	3,764	3,765	一般会計繰出金 3,764
08	予備費			5,286	11,895	17,181	
	01 予備費			5,286	11,895	17,181	
		01	予備費	5,286	11,895	17,181	
			01 予備費	5,286	11,895	17,181	予備費 11,895
				-	34,721	-	

※国民健康保険特別会計（全体の歳出額）

歳出合計	2,729,573	34,721	2,764,294
------	-----------	--------	-----------

令和 8 年度二宮町国民健康保険特別会計資金状況について

令和 8 年度保険税収納額の見込

① 予算時（見込）

項 目	収入見込
1. 国民健康保険税 （課税額 623,004 千円 × 収納率 94.75%）	590,296 千円
2. 保険税軽減に係る繰入金	128,452 千円
合 計	718,748 千円

② 令和 8 年 5 月当初賦課時点

項 目	収入見込
1. 国民健康保険税 （課税額 631,594 千円 × 収納率 94.75%）	598,435 千円
2. 保険税軽減に係る繰入金	128,292 千円
合 計	726,727 千円

③ 予算時（見込）と当初賦課時点の差

$$\textcircled{2} - \textcircled{1} = 7,979 \text{ 千円}$$

当初賦課時点では、予算作成時の課税等の見込みを上回り、健全な運営ができる見込みです。

国民健康保険加入者が予算作成時の見込みとおりの数だったこと、加入者の所得が昨年度と比較して増えたことが要因となっています。

基金について

① 基金の活用について

令和 8 年度当初の基金残高は約 1 億 300 万円となっており、今後の保険税率等を見直す際に急激な上昇を防ぐために活用していきます。

令和 8 年度から子ども・子育て支援金分が創設されたことに伴い、加入者の負担軽減を図ることを目的として、基金を 500 万円取崩し、保険税率等の上昇緩和を行います。

② 基金運用の検討について

令和 8 年度については、翌年度以降の加入者の負担軽減を図ることを目的とした基金の運用を含め検討していきます。

県内の保険税率等の統一について

① 保険税率等の統一について

令和 15 年度には神奈川県が指定する税率等で運営していくこととなります。その時点では、2 方式（所得割＋均等割）となる見込みです。

令和 9 年度から令和 14 年度の 6 年間を統一に向けた準備・移行期間となりますので、保険税率等の検討を行っていきます。

② 二宮町の現状

《令和 8 年度》

※二宮町は、医療・後期支援分は 3 方式、子ども支援・介護分は 2 方式を採用

国民健康保険税			
医療分 (3 方式)	後期支援分 (3 方式)	子ども支援分 (2 方式)	介護分 (2 方式)
所得割 ＋ 均等割 ＋ 平等割	所得割 ＋ 均等割 ＋ 平等割	所得割 ＋ 均等割	所得割 ＋ 均等割



《令和 15 年度》

※神奈川県内 保険税率統一後は 2 方式が採用

国民健康保険税			
医療分 (2 方式)	後期支援分 (2 方式)	子ども支援分 (2 方式)	介護分 (2 方式)
所得割 ＋ 均等割	所得割 ＋ 均等割	所得割 ＋ 均等割	所得割 ＋ 均等割

【参 考】

所得割：前年の所得に応じて決まる額

均等割：加入者の人数に応じて決まる額

平等割：1 世帯あたりで決まる額

令和8年度国民健康保険税の主な変更点について

1. 見直しの内容

税制改正に伴い、令和8年度以降の国民健康保険税について、次のとおり変更になりました。

- 子ども・子育て支援金分の追加
- 軽減判定所得の金額引き上げ
- 医療保険分に係る課税限度額（上限額）の引き上げ
- 高額療養費制度の見直しについて（令和8年8月～）

2. 変更点のポイント

◆子ども・子育て支援金分の追加について

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

	所得割額	均等割額（※）
子ども・子育て支援金分	0.21%	1,400円

※高校生世代以下の人は10割免除されます。

◆軽減判定所得の金額引き上げについて

国民健康保険においては、低所得世帯に対する保険税負担を軽減するため、世帯主や世帯員の所得の合計（軽減判定所得）が定められた軽減基準額以下となる場合、保険税の均等割額・平等割額の軽減（7割軽減・5割軽減・2割軽減）を行っています。

今回の税制改正に伴い、**5割軽減・2割軽減**の金額が次のとおり、引き上げられます。

5割軽減基準額

所得金額が43万円＋（**31万円**×被保険者数と特定同一世帯所属者）
＋ {10万円×（給与所得者等の数－1）} 以下の世帯

2割軽減基準額

所得金額が43万円＋（**57万円**×被保険者数と特定同一世帯所属者）
＋ {10万円×（給与所得者等の数－1）} 以下の世帯

◆課税限度額の引き上げについて

令和8年度より、国民健康保険税の課税限度額（上限額）について、次のように引き上げを行います。

課税区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	引上げ額
医療保険分	65万円	65万円	66万円	67万円	+1万円
後期高齢者医療支援金分	22万円	24万円	26万円	26万円	-
介護保険分	17万円	17万円	17万円	17万円	-
子ども・子育て支援分	-	-	-	3万円	+3万円
合計	104万円	106万円	109万円	113万円	+4万円

◆令和8年8月以降の高額療養費制度の制度改正について

高齢化の進展や一人当たり医療費の伸びといった社会情勢を踏まえて、将来にわたって医療保険制度を持続可能なものにするため、制度が改正されました。

自己負担限度額を引き上げ

- ▶ 1ヶ月（月の1日～末日）の自己負担限度額が引き上げられます。
引き上げ内容は次のとおりとなります。

■70歳未満の方の場合

所得区分	世帯の所得要件	3回目まで	4回目以降	年間上限
ア	901万円超	27万300円＋ （医療費（10割）－ 90万1,000円）×1%	14万100円	168万円
イ	600万円超から901万円以下	17万9100円＋ （医療費（10割）－ 59万7,000円）×1%	9万3,000円	111万円
ウ	210万円超から600万円以下	8万5800円＋ （医療費（10割）－ 28万6,000円）×1%	4万4,400円	53万円
エ	210万円以下	6万1,500円	4万4,400円	53万円 （一部、41万円の場合あり）
オ	住民税非課税世帯	3万6,900円	2万4,600円	29万円

■70歳から74歳の方の場合

負担割合	所得区分	所得要件	外来 （個人単位）	外来+入院 （世帯単位）	年間上限
3割	現役並み3	課税所得690万円以上	27万300円＋ （医療費（10割）－ 90万1,000円）×1%		168万円
	現役並み2	課税所得380万円以上	17万9100円＋ （医療費（10割）－ 59万7,000円）×1%		111万円
	現役並み1	課税所得145万円以上	8万5,800円＋ （医療費（10割）－ 28万6,000円）×1%		53万円
2割	一般	下記以外の世帯	2万2,000円	6万1,500円	53万円 （一部、41万円の場合あり）
	低所得2	同一世帯の世帯主とすべての国保加入者が、住民税非課税の世帯	1万1,000円	2万5,700円	29万円 （外来年間上限 96,000円）
	低所得1	同一世帯の世帯主とすべての国保加入者が、住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない世帯	8,000円	1万5,700円	18万円

長期にわたり治療が必要な方への配慮

年間の上限額を新設

- ▶ 1年間（8月～翌年7月）に負担した医療費が年間の上限額を超えた場合、超えた額について払い戻しが受けられます。

多数回該当の限度額を据え置き

- ▶ 1ヶ月の自己負担限度額は引き上げられますが、高額療養費の多数回に該当した際の自己負担限度額は据え置かれます。